

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.39

鹿児島県

補助金等

支援の名称	<b>がけ地近接等危険住宅移転事業</b>
制度の趣旨・背景	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するものです。
制度の内容	<p>○事業概要 危険住宅の移転を行う者に対し、危険住宅の除却移転に要する経費、危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び購入後の改修に要する経費等について補助するもの。</p> <p>○補助率 国1／2，県1／4，市町村1／4</p> <p>○補助限度額 ※（ ）内についてはシラス等特殊土壌地帯における補助限度額除却等費：「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」を限度とし、その他除却等に要する費用については、1戸当たり975千円を限度とする。 住宅建設：3,250千円（4,650千円） 土地取得：960千円（2,060千円） 敷地造成：（608千円）</p> <p>○除却戸数実績 6,945戸（S46～R4）</p>
対象となる方	<p>次の各号の①から④までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、⑤の区域に存する既存の住宅又は①から⑦までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上もしくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行った住宅。 （避難勧告・避難指示は、勧告等の公示日から6月を経過したものに限る。）</p> <p>①建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 ②建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域 ③都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域 ④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 ⑤特定都市河川浸水被害対策法第56条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域 ⑥土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、④に掲げる区域に指定される見込のある区域 ⑦災害救助法適用後3年以内の区域</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 鹿児島県 土木部 建築課 TEL：099-286-3739 E-mail：<a href="mailto:jutaku2@pref.kagoshima.lg.jp">jutaku2@pref.kagoshima.lg.jp</a></p>